

自然環境部会の活動概要

1 令和7年度の部会開催状況

月 日	議 事 等
令和7年 9月2日	○ 鳥獣保護区特別保護地区の指定について（答申） ○ 自然共生サイトの連携に向けた取組について（報告） ○ 侵略的外来水生植物対策の新しい目標について（報告）

2 令和8年度の部会審議予定

○ 令和8年9月 第一回環境審議会自然環境部会

- （1）鳥獣保護区特別保護地区の指定について（答申）
- （2）第14次鳥獣保護管理事業計画の策定について（素案）
- （3）滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第5次）の策定について（素案）
- （4）滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の策定について（素案）

○ 令和8年11月 第二回環境審議会自然環境部会

- （1）第14次鳥獣保護管理事業計画の策定について（答申）
- （2）滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第5次）の策定について（答申）
- （3）滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の策定について（答申）

鳥獣保護区特別保護地区の指定について(諮問)

1 鳥獣保護区制度の概要

○鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定され、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある。

○環境大臣または都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護またはその生息地の保護を図るため特に必要があると認める地域を特別保護地区に指定することができる。

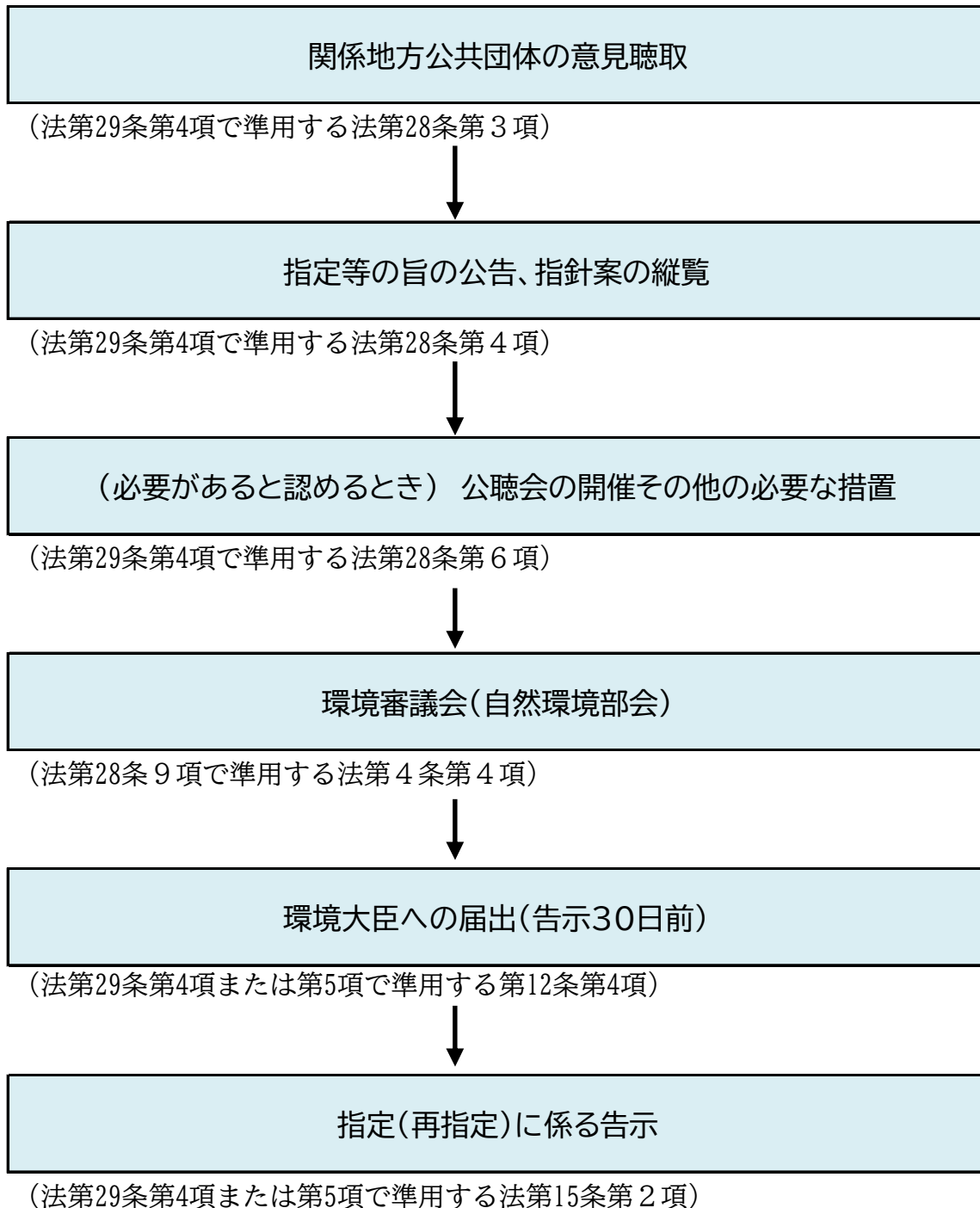
○鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。

○滋賀県では、現在、鳥獣保護区を 45 箇所、同特別保護地区を 14 箇所指定している。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第 28 条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟が認められない。	20 年以内 (期間は更新可能)
特別保護地区 (法第 29 条)	鳥獣保護区内の区域内において、鳥獣の保護およびその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha 以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内

2 特別保護地区を指定(再指定)する場合の流れ

特別保護地区の存続期間の終了後、引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合

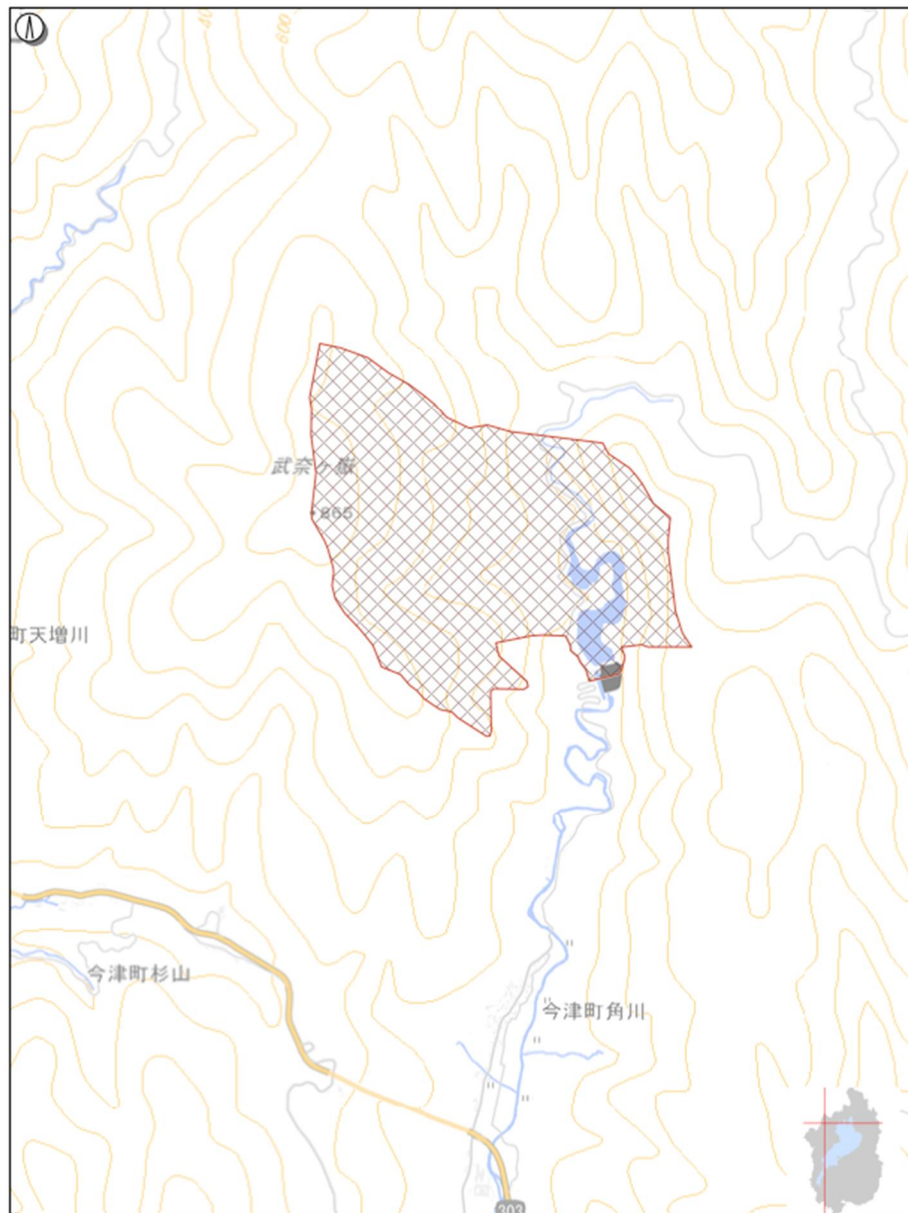


3 指定(再指定)する特別保護地区の概要

今津町鳥獣保護区今津町特別保護地区

所在地	滋賀県高島市
面積	234ha
指定目的	今津町鳥獣保護区今津町特別保護地区は、石田川上流部に所在する石田川ダムおよびその周辺のスギ、ヒノキおよび広葉樹からなる森林が大部分を占め、サンショウクイ、センダイムシクイ、オオルリ等の希少な鳥類やカモシカ等の獣類の良好な生息環境となっており、森林鳥獣の生息地として重要な役割を果たしているため、鳥獣保護区特別保護地区として指定し、保護を図るものである。
再指定期間	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

今津町鳥獣保護区今津町特別保護地区位置図(1/25,000)



滋賀県指定今津町鳥獣保護区
今津町特別保護地区

指定計画書（案）

令和7年 月 日

滋賀県

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

今津町鳥獣保護区今津町特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

高島市今津町角川地先の角川林道と石田川ダム堰堤との交点を起点とし、同所から同林道を北進し、私有林と角川県営林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し、同県有林と国有林の境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を北進し、角川県営林と角川県有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み角川林道との交点に至り、同所から同林道を東進し角川県有林と私有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み県有林作業路との交点に至り、同所から同作業道路を西進し石田川ダム堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を西進し起点に至る線により囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで(10年間)

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、今津町鳥獣保護区のうち、石田川上流部に所在する石田川ダムおよびその周辺のスギ、ヒノキおよび広葉樹からなる森林が大部分を占め、サンショウクイ、センダイムシクイ、オオルリ等の鳥類およびニホンカモシカ等の獣類の良好な生息環境となっており、森林鳥獣の生息地として重要な役割を果たしているため、鳥獣保護区特別保護地区として指定する。

(3) 管理方針

第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣の生息・繁殖環境の維持を図るとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。

森林鳥獣生息地として、森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

3 特別保護地区の面積内訳

総面積 234ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 218ha

農耕地 0ha

水 面 16ha <干潟 0ha>

その他 0ha

イ 所有者別内訳

国有地		0ha
	国有林	有・無
	所管省庁	林野庁
		制限林
		保安林
		砂防指定地
		その他
		普通林
		文部科学省
		その他
	国有林以外	有・無
	所管省庁	
地方公共団体有地		218ha
	県有地	218ha
	市町有地	0ha
私有地		0ha
公有水面		16ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域		有・ ☐ 無
() 自然環境保全地域	特別地区	有・無
	普通地区	有・無
自然公園法による地域		有・ ☐ 無
琵琶湖国定公園	特別保護地区	有・無
	特別地域	☒ 有・無
	普通地域	有・無
文化財保護法による地域		有・ ☐ 無
その他		

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

別紙位置図のとおり。

イ 地形、地質等

地形は、一部ダム湖水面を含むが、急峻な山地であり、大部分が林野である。

地質は、粘板岩が大部分を占め、一部チャートを含む。

ウ 植物相の概要

上層はスギ、ヒノキを主とした人工林とミズナラ、コナラ等を主とした広葉樹林が混在し、下層はツツジ類、ウツギ類、アセビ、ソヨゴ類が生育している。

エ 動物相の概要

大型獣のニホンカモシカやツキノワグマを始め、中型獣のキツネやイタチ、鳥類など森林鳥獣の重要な生息地となっている。

(2) 生息する鳥獣類(よく見られる種は枠囲い、天然記念物・希少鳥獣はアンダーライン)

ア 鳥類

カルガモ、ジュウイチ、ホトトギス、ツツドリ、キジバト、アオバト、カワウ、クマタカ、トビ、サシバ、アカショウビン、コゲラ、アカゲラ、アオゲラ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、モズ、カケス、ハシブトガラス、ヒガラ、ヤマガラ、コガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ツバメ、イワツバメ、ウグイス、ヤブサメ、エナガ、センダイムシクイ、メジロ、ミソサザイ、ゴジュウカラ、キバシリ、クロツグミ、アカハラ、コサメビタキ、オオルリ、キビタキ、ルリビタキ、カヤクグリ、キセキレイ、セグロセキレイ、イカル、ベニマシコ、カワラヒワ、ホオジロ、カシラダカ、アオジ、ソウシチョウ

イ 獣類

キツネ、イタチ、ニホンザル、ニホンジカ、タヌキ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

ア 過去3ヶ年の有害鳥獣捕獲等許可件数（当該地区における許可件数を記載）

令和4年度 4 件 令和5年度 4 件 令和6年度 4 件

イ 有害鳥獣の種別ごとの被害作物、樹木名等

鳥 獣 名	被害作物名・樹木名
ニホンジカ	スギ、ヒノキ、広葉樹
ツキノワグマ	スギ、ヒノキ

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息および繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

鳥獣保護区用制札、特別保護地区用制札および案内板を設置している。

自然共生サイトの連携に向けた取組について（報告）

1 目指しているもの

- 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として、「生物多様性しが戦略 2024～自然・人・社会の三方よし～（以下「しが戦略」という。）」を令和6年3月に策定。
- しが戦略の2030年までの短期目標である「ネイチャーポジティブの実現」に向けて、「保全」・「活用」・「行動」の3つの取組方針のもと、生物多様性の保全と社会・経済活動の基盤を確保する取組を進めている。
- 「多様な主体による生物多様性の保全管理が進んでいる」ことを「保全」の状態目標の一つとしており、自然共生サイトの認定数の増加、保護・保全地域の面積の拡大を取組の大きな柱としている※。

※2030年の目標値 自然共生サイトの認定数 25件
保護・保全地域の面積 +5,000ha

<参考> 保護・保全地域の面積
2023年 167,616ha (41.6%)
2030年 172,616ha (42.9%)
長期的には46.7%
“琵琶湖16.7%+30%”へ

2 しがネイチャーポジティブネットワーク

（1）設立の経緯

- ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つである自然共生サイトについて、県内には全国で6番目に多い、13件が認定（令和6年度末時点）を受けており、企業、大学、地域団体等による生物多様性保全の取組が進められている。
- 自然共生サイト認定者との意見交換において、多様な主体による生物多様性保全の取組を後押ししていくために「自然共生サイト間の連携の場」の必要性を認識し、令和7年8月26日に「しがネイチャーポジティブネットワーク」を設立。

（2）目的

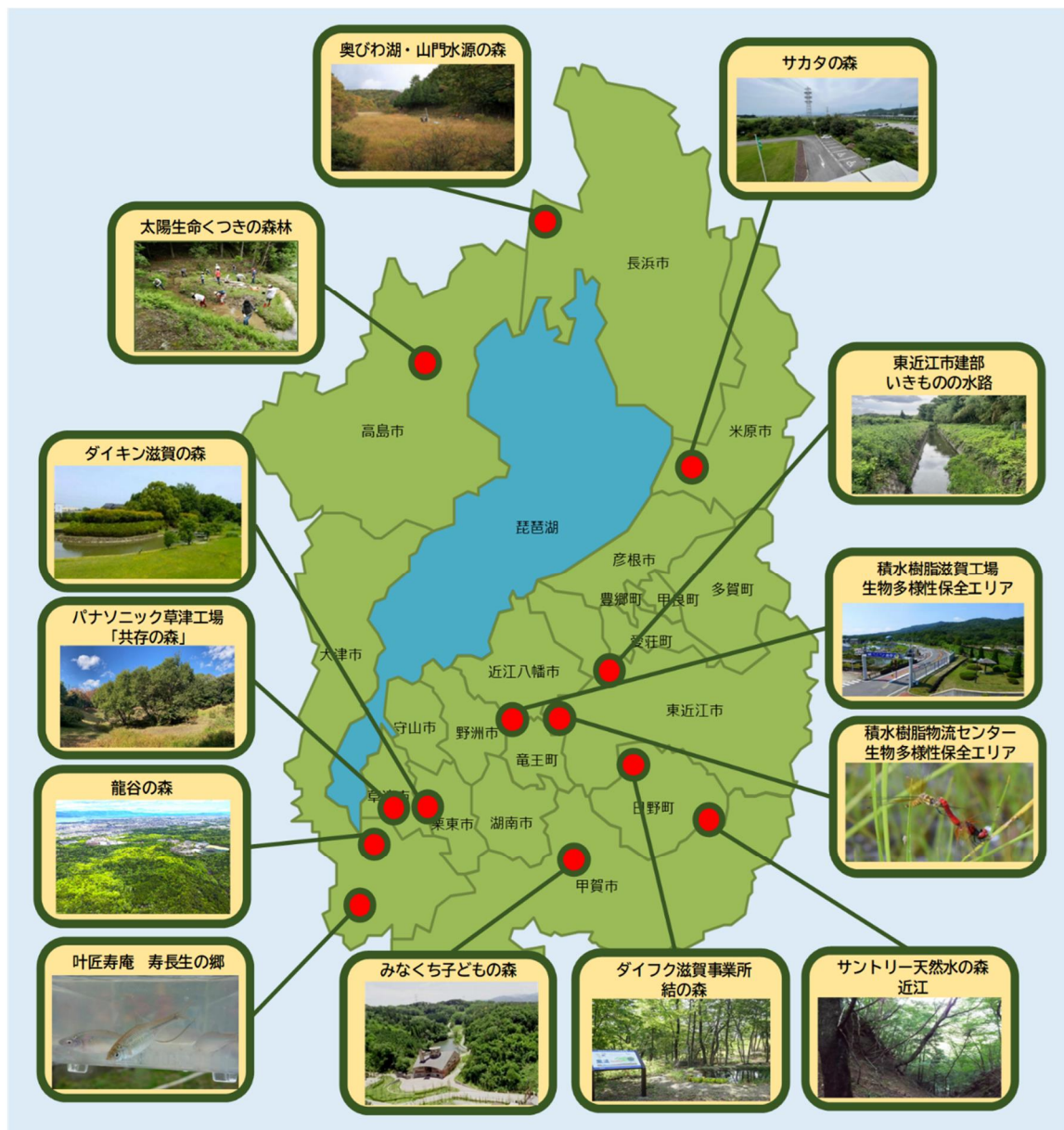
- 既存の自然共生サイト間において、情報の共有や面的な活動の拡大を図り、地域における生物多様性の取組をさらに強化・支援していく。
- 生物多様性の保全活動や自然共生サイトに関心のある企業や地域団体等に対しネットワークへの参加を呼びかけることで、多様な主体による生物多様性保全の取組の促進を図り、自然共生サイトの認定申請へと繋げるきっかけを創出する。

(3) ネットワーク参加者（設立時点）

企業	<u>IHI</u> 、 <u>叶匠寿庵</u> 、 <u>サカタインクス</u> 、 <u>サントリーホールディングス</u> 、 <u>積水樹脂</u> 、 <u>ダイキン工業</u> 、 <u>ダイフク</u> 、 <u>太陽生命保険</u> 、 <u>パナソニック</u>
大学	立命館大学、龍谷大学
団体	山門水源の森を引き継ぐ会
行政	滋賀県、大津市、長浜市、草津市、 <u>甲賀市</u> 、高島市、 <u>東近江市</u> 、日野町、竜王町、甲良町

※下線は自然共生サイト認定者

<県内の自然共生サイト>



(4) ネットワークにおける取組

- ・参加者等による意見交換（取組事例や課題、生きもの情報の共有など）
- ・自然共生サイトの現地見学（県内のサイトにおける活動等の情報を共有）
- ・活動の共有、地域連携による取組の面的な拡大（サイト間での連携による活動の実施）
- ・企業、大学等との連携（県内の大学や研究機関との学術・研究連携）
- ・保全活動の取組についての情報発信（連携による相乗効果） など

(5) 令和7年度の取組予定

- ・参加者等による意見交換会、現地見学会の実施（10～11月頃）
- ・琵琶湖博物館において保全活動の取組を発信（1～2月頃）

(参考) 自然共生サイト

○環境省が、令和5年度から民間等の取組によって生物多様性保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する制度を開始。

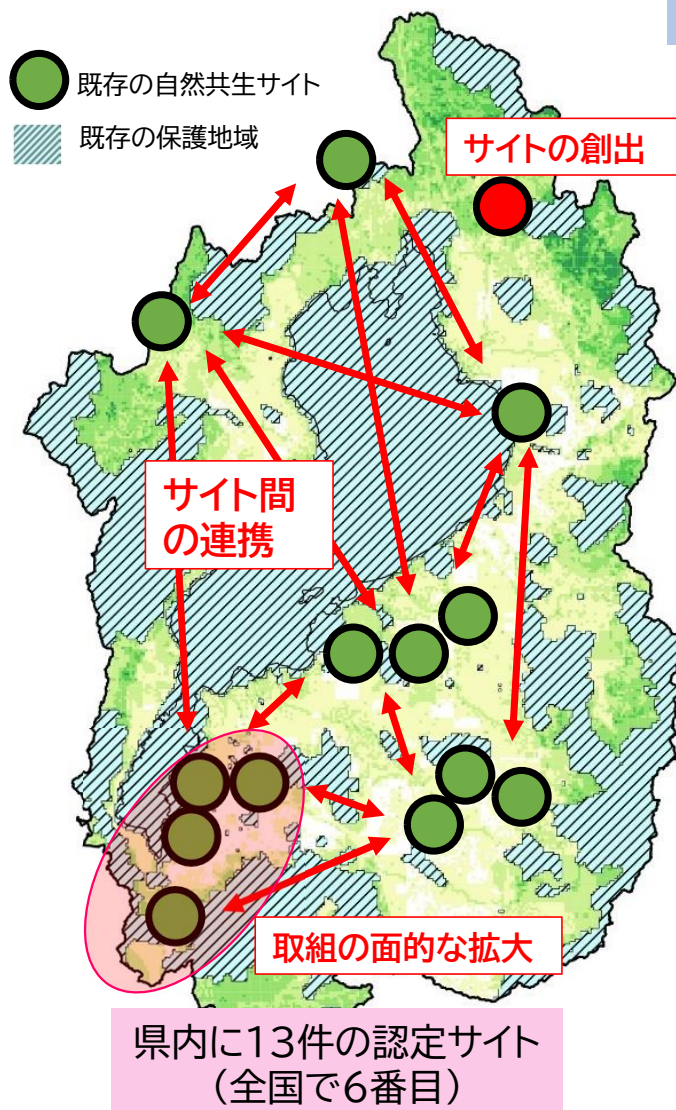
○自然共生サイトの認定区域は、国立公園等の保護地域との重複を除き「OECM※」として国際データベースに登録。企業や地域団体等の取組が、生物多様性保全の世界目標である「30by30」に貢献。 ※保護地域以外で民間等の取組により生物多様性保全が図られている地域

○令和7年4月から「地域生物多様性増進法」が施行。法制化に伴い、認定の対象が「場所」から「活動実施計画」となり、認定を受けた活動の実施区域が「自然共生サイト」となる制度へ移行。

<地域生物多様性増進法の概要>

	自然共生サイト制度(R5～R6)	地域生物多様性増進法(R7～)
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている <u>区域</u>	特定の場所に紐づいた民間等による生物多様性を増進する <u>活動実施計画</u>
対象範囲	<u>現状</u> で生物多様性が <u>豊かな区域</u>	<u>現状</u> で豊かな生物多様性を <u>維持する活動</u> 生物多様性を <u>回復する活動</u> 生物多様性を <u>創出する活動</u>
OECM	認定された区域を登録	現状豊かな場所は、活動場所を登録。 回復・創出する活動として認定された場所は、生物多様性が豊かになった時点で活動場所を登録。
法律上の特例措置	特になし	自然公園法等の手続きが一部簡略化

しがネイチャーポジティブネットワークの取組



●ネットワークの目的

- ・ 自然共生サイト間での連携により、地域における生物多様性の取組の強化・支援
- ・ 多様な主体による新たな自然共生サイトの創出

●ネットワークの参加者 ※随時募集

- ・ 既存の自然共生サイト認定者
 - ・ 生物多様性の保全活動や自然共生サイトに関心のある団体
 - ・ 金融機関、経済団体
 - ・ 地方公共団体(県・市町)
- 等

●ネットワークでの取組

- ・ 地域の生物多様性に係る情報の共有や発信
多様な主体の参画と連携、活発な意見交換、生きもの情報の共有
 - ・ 30by30目標(琵琶湖+30%)に向けた自然共生サイトの促進
取組主体の増加、地域間の連携による面的な拡大
 - ・ 企業や大学等との連携による調査研究
学術・研究連携、保護増殖事業の取組への参加
- など



しがネイチャーポジティブ・ネットワーク 趣意書

1 趣旨

- (1)生物多様性の世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略 2023-2030」を踏まえ、滋賀県は令和6年（2024年）3月に「生物多様性しが戦略 2024」（以下、「しが戦略」）を策定した。
- (2)しが戦略では、2030年の短期目標「ネイチャーポジティブの実現」、2050年の長期目標「自然と人とが共生する社会の実現」（“自然・人・社会の三方よし”）に向けて、「保全」「活用」「行動」の3つの取組方針に基づき、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して取り組むこととしている。
- (3)30by30 目標よりも高みを目指して、保護・保全をさらに進めていくことを念頭に おいた“琵琶湖+30%”（46.7%）をはじめ、生物多様性の保全と社会・経済活動の基盤を確保する取組を点から面へと展開していくため、自然共生サイトを中心に、地域・企業・大学等の多様な主体による持続的な取組を促進する場づくりを行うこととし、広く参加を呼びかける。

2 取組項目

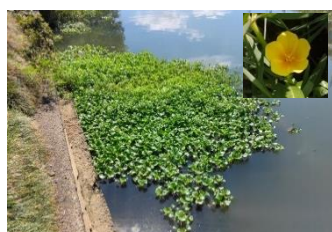
- (1)地域資源（地域の姿や魅力の創出、活用の基になる自然や文化資源）としての生物多様性の情報の共有や発信
- (2)“琵琶湖+30%”に向けた自然共生サイトの増加（取組主体数、認定数、エリア）とネットワーク化
- (3)企業や大学等の連携による学術研究

令和7年（2025年）8月26日

侵略的外来水生植物対策の新しい目標について（報告）

1 これまでの経緯

- ・ オオバナミズキンバイ（オオバナ）およびナガエツルノゲイトウ（ナガエ）（以下、「オオバナ等」という。）は、ともに外来生物法の「特定外来生物」に指定されている水陸両生の植物であり、葉や茎の断片から発根して新しい個体となる「栄養繁殖」という特徴がある。
- ・ 琵琶湖では、オオバナは平成 19 年（2007 年）に南湖東岸で、ナガエは平成 16 年（2004 年）に北湖東岸の内湖で、それぞれ初めて確認されて以降、分布範囲を次第に拡大し、特に南湖でオオバナが大幅に増加したことから、平成 26 年（2014 年）3 月に、県、関係市、関係団体等で構成する「琵琶湖外来水生植物対策協議会」を設立し、駆除対策を行っている。



オオバナミズキンバイ

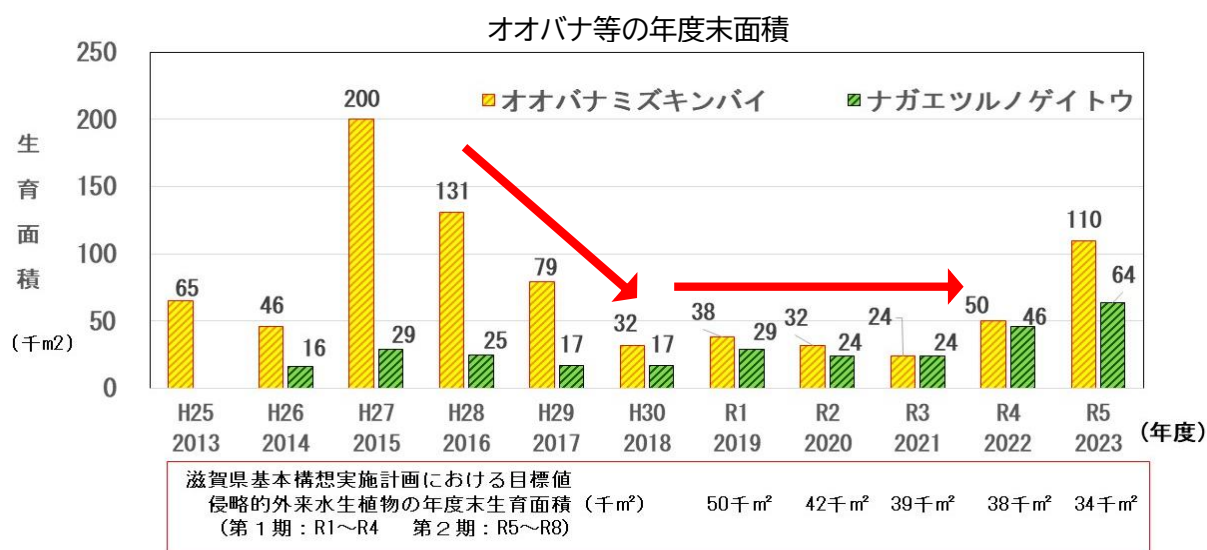


ナガエツルノゲイトウ



オオバナミズキンバイのマット状群落

- ・ オオバナが大繁茂し、葉や茎が茂り、水面を一定の厚みで覆っている、いわゆるマット状群落を形成し、船舶の航行障害や生態系への影響が懸念されたことから、機械駆除等による対策を行った結果、平成 27 年度をピークにオオバナの生育面積を大幅に縮減することができた。
- ・ その後、低密度状態を維持するため、巡回・監視による早期発見と早期駆除の対策を講じることにより、平成 30 年度末以降、オオバナ等は、令和 3 年度まで低密度状態（機械駆除を必要としない状態）を維持してきた。しかし、令和 4 年度以降から増加傾向に転じている。



2 現在の状況と課題

- ・ オオバナ等の生育面積は令和4年度以降から増加傾向に転じているが、かつてのように琵琶湖上にマット状群落を形成したのではなく、伊庭内湖（東近江市）やヨシ植栽地内部等で局所的に増加したことによるものである。

〈重点対策箇所における外来水生植物の生育面積の状況〉

(単位:千㎡)

区分	主な例	オオバナ			ナガエ			2種合計		
		R5末	R6末	増減	R5末	R6末	増減	R5末	R6末	増減
分散リスク 高い	琵琶湖の水際・港湾・樋門・水門・河川・水路(②以外)	3.8	1.3	▲ 2.5	7.4	5.6	▲ 1.8	11.2	6.9	▲ 4.3
分散リスク 低い	① 伊庭内湖	47.9	78.2	30.3	0.4	0.0	▲ 0.4	48.3	78.2	29.9
	② 希少種生育箇所	1.2	2.7	1.5	0.7	1.0	0.3	1.9	3.7	1.8

- ・ 分散リスクが高い箇所では生育面積の増加は一定抑制できている一方、オオバナ等が他の水域へ分散するリスク（分散リスク）が低い箇所では増加しており、県全体で、低密度状態を維持しているが、分散リスクをはじめ、地域特性に応じた対策とその評価（目標）が課題となっている。

3 今後の対策と目標について

- ・ かつてのように琵琶湖でオオバナ等が大繁茂し、マット状群落を形成する状況にはないが、低密度ながらも、県内全域に分布が拡大し、また、伊庭内湖などで局所的に増加している状況を踏まえ、スケールメリットを活かした駆除対策と地域によるきめ細やかな駆除の連携により局所的な根絶を図る新たなモデルを検討する。
- ・ また、これまでは県全体の生育面積で評価してきたが、これらの対策に対応する（モニタリング）目標を設定することを検討している。

	課題	対策	目標
これまで	マット状群落等の生育面積の低減	・ 機械と人力による大規模駆除 ・ 早期発見および早期駆除	オオバナ等の年度末生育面積
これから	・ マット状群落の形成など大規模繁茂の防止 ・ 希少種の保護、局所根絶等	・ 分散リスクが高い箇所でのスケールメリットを活かした駆除（対策業務） ・ 地域特性を踏まえた地域と連携したきめ細やかな駆除（モデル委託業務）	（例）【琵琶湖等で分散リスクが高い箇所】200 ㎡以上のマット状群落の数 0 【地域特性を踏まえて対応する箇所】希少種の生息・生育保護、局所根絶

【考え方】

- ・ 様々な研究成果において、マット状群落は、日光の遮断や低酸素状態等の、生態系等に対する負の影響を与えることが懸念されている。
- ・ 生態系等へ影響を与えるマット状群落について、これまで県で、機械駆除を必要とする面積の基準としてきた「200 m²」を、大規模繁茂を再び繰り返さないための最低限の目標とし、対策を講じる。

【県と地域とが連携した駆除モデルの検証】

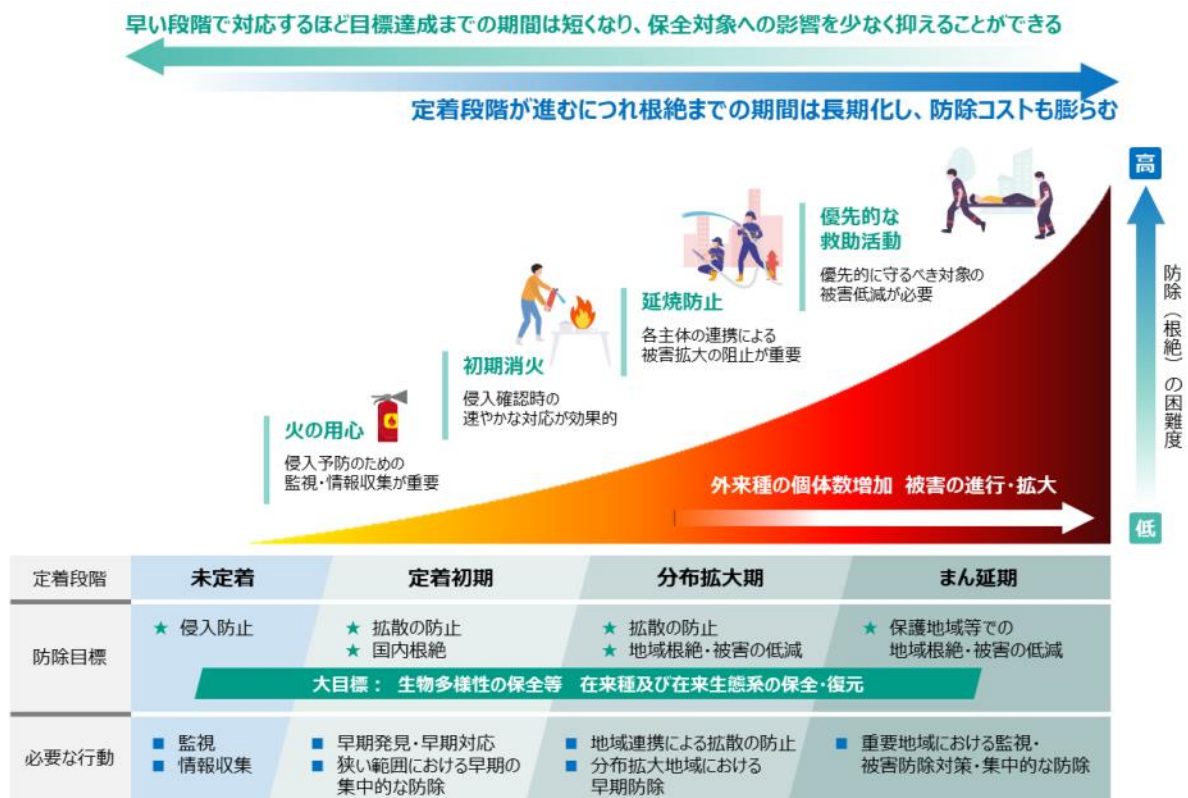
- ・ 「オオバナミズキンバイは、3週間に1回の除去頻度で、低密度での制御が可能」とする研究結果を踏まえ、県と地域が連携し、3週間に1回の頻度で駆除を実施することで、局所根絶を目指す新たな駆除モデルについて検証を行う。
- ・ 県による広範囲のスケールメリットを活かした対策と、地域団体やボランティア団体による地域特性に応じたきめ細やかな駆除を連携して行うことで、オオバナ等の対策に取り組む。

○令和7年度外来水生植物地域駆除モデル業務の実施箇所（計2箇所）

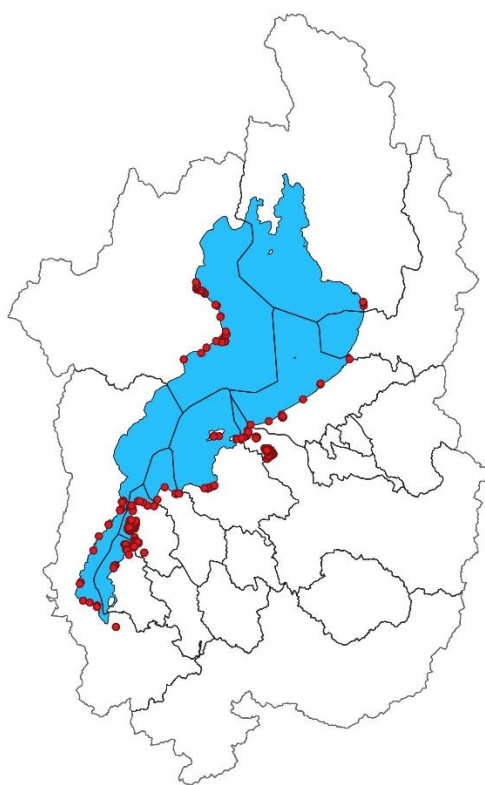
- ・ 大津市南部東岸地域（瀬田浦クリーク周辺水域）
- ・ 守山市南部地域（赤野井湾周辺水域）

参考1：侵略的外来種の定着段階と防除の困難度

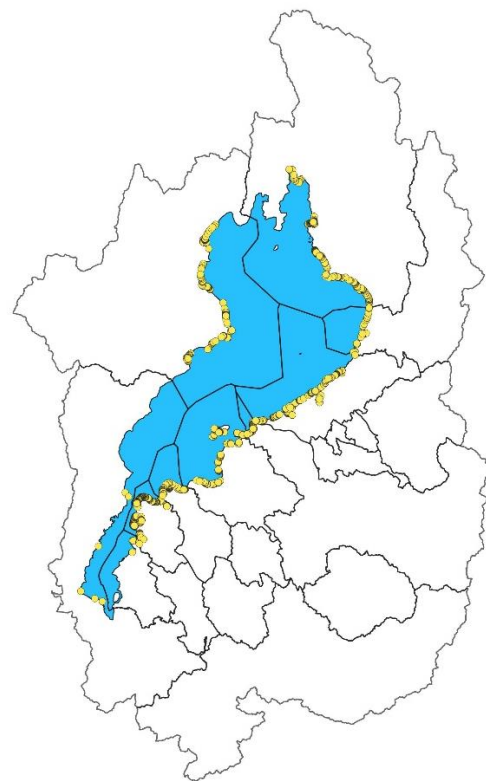
（環境省：外来種被害防止行動計画（令和7年3月改正））



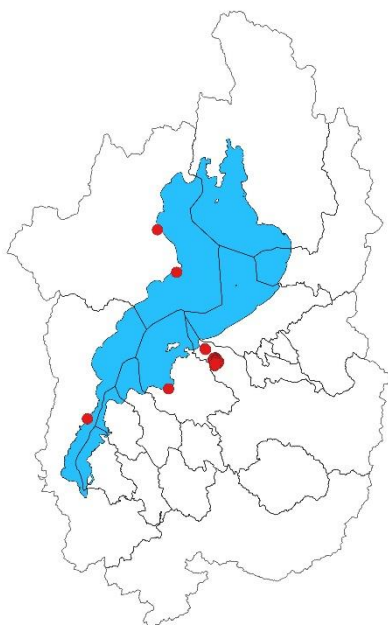
参考2：令和6年度末における外来水生植物の分布状況



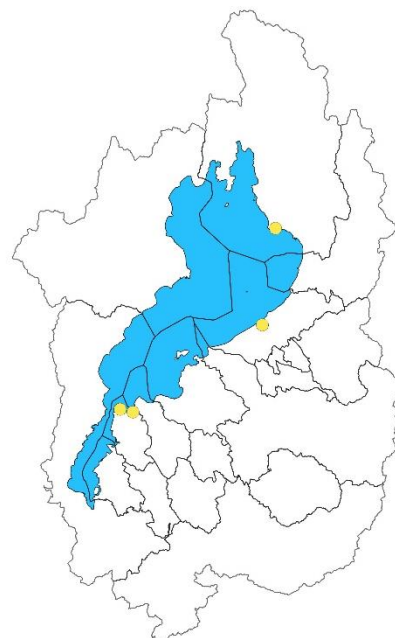
①オオバナミズキンバイ



②ナガエツルノゲイトウ



③オオバナミズキンバイ
(200 m²以上の群落)



④ナガエツルノゲイトウ
(200 m²以上の群落)